

# ケーブル IP スティック利用規約

株式会社 ZTV（以下、「当社」という。）と、当社が行うサービスを受ける者（以下、「加入者」という。）との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

## 第 1 条（利用規約の適用）

当社は、ケーブル IP スティック利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、これによりケーブル IP スティックサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

2. 加入者は本サービスの利用に先立ち本規約に規定する各条項の内容を承諾した上で本サービスの提供を受けるものとします。

## 第 2 条（用語の定義）

本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

| 用 語                             | 用語の意味                                                                          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| IP スティックデバイス<br>（以下、「専用端末」という。） | 本サービスの利用に必要な専用機器。加入者が所有のテレビ機器類の HDMI 端子等に接続し、インターネット回線を用いて映像等その他コンテンツを視聴できる機器。 |
| 申込者                             | 本サービスの提供を受けるための契約を希望する者。                                                       |
| 加入者                             | 本サービスの提供を受けるための契約を締結する者。                                                       |
| 利用者                             | 本サービスを利用する者。                                                                   |
| 利用料金                            | 別に定める料金表に記載する、本サービスの月額利用料。                                                     |
| コンテンツ                           | 本サービスを通じて提供される映像・音声・文字・画像・プログラムその他一切の情報。                                       |
| OTT サービス                        | 本サービスとは別に、インターネット回線を通じて映像・音声・情報等のコンテンツを配信するサービス。(Netflix・Amazon Prime Video 等) |
| サービス提供対象地域                      | 当社の ZTV サービスおよび Z-LAN サービス提供可能エリア。                                             |

## 第 3 条（インターネット環境）

本サービスを利用するためにはインターネット環境（Wi-Fi）が必要となります。

2. 加入者は、加入者宅のインターネット環境によっては、本サービスを利用できない場合があることを当社に対し予め了承するものとし、加入者の責任にてインターネット環境（Wi-Fi）を準備するものとします。

## 第 4 条（契約の単位）

本サービスは、専用端末 1 台につき 1 の契約を締結するものとします。

2. 加入者は、専用端末を申込時に登録した設置住所にて利用するものとし、変更先が同一建物内および同一敷地内の場合に限り、本サービスの設置場所を変更できるものとします。

3. 契約期間満了の 30 日前までに当社、加入者いずれからも、何等の意思表示も無い場合は、契約期間を 1 ヶ月延長するものとし、以後これに準ずるものとします。

## 第 5 条（契約の成立）

本契約は申込者が、予め本規約に同意し当社所定の加入契約申込書または専用の申込 WEB フォームに必要事

項を記入の上、これを提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入契約申込書等の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が著しく困難である場合。
- (2) 本サービスの提供対象地域外からの申込みである場合。
- (3) 加入者が本規約上請求される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- (4) 加入者が、本規約に違反するおそれがあると認められる場合。
- (5) 加入者が、申込内容に虚偽の記載をした場合。
- (6) 加入者が、第 22 条の事由に該当する場合。
- (7) 前条において、加入者の本人確認および利用者の特定ができない場合。
- (8) 加入者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。
- (9) その他当社の業務遂行上、著しい支障があると認められる場合。

## 第 6 条（サービスの利用開始日）

本サービスの利用開始日は、専用端末が受け渡しされた日、当社にて加入者宅へ専用端末を設置または郵送等で発送をした日とするものとします。

## 第 7 条（サービスの最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は利用料金の課金開始日より 1 ヶ月間とするものとします。

## 第 8 条（利用料金等）

加入者は、本サービスの利用料金および初期費用等を別途定める料金表により支払うものとします。

2. 加入者は、本サービスの利用料金について当月利用料金を当月に当社に支払うものとします。
3. 専用端末の故障等で本サービスの利用が出来ない場合も、利用料金は発生するものとします。
4. OTT サービスおよび一部有料コンテンツの利用にあたっては、各コンテンツ配信事業者との契約が別途必要となる場合があります。その場合の料金および利用条件は各コンテンツ配信事業者の定めに従い、加入者の責任により契約するものとします。
5. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

## 第 9 条（料金の支払方法）

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 費用の支払いは、当社が指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 加入者が当社に支払う料金について、原則として請求書および領収書の発行は行わないものとします。
4. 加入者は、前項の料金を当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

## 第 10 条（専用端末の貸与・返還）

当社は、加入者に専用端末を貸与するものとし、その料金は基本利用料金に含むものとします。

2. 加入者および利用者は、専用端末を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
3. 加入者は、専用端末に故障が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社は加入者および利

用者の故意や過失による故障、破損を除き、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。

4. 加入者は、本契約終了時には専用端末を当社へ返却するものとし、加入者および利用者の故意や過失による機器の故障、破損、紛失、盗難等の場合は、別途定める料金表の弁済金を当社に支払うものとします。

5. 加入者は、専用端末の性能、機能が不完全である、または通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、当社へ専用端末の交換を請求できないものとします。

#### 第 11 条（専用端末の更新・メンテナンス）

当社は、機能改善・セキュリティ強化等を目的とした専用端末のソフトウェアやファームウェアのバージョンアップ作業を実施することがあり、加入者は当該作業の実施に同意するものとします。

#### 第 12 条（サービスの提供中止）

当社は、本サービスにおける設備上または保守上やむを得ない場合、本サービスの提供を中止することがあります。

#### 第 13 条（サービスの提供の停止）

当社は、加入者または第 9 条 4 項の第三者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない時を含みます。）
  - (2) 契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき
  - (3) 届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
  - (4) 当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のサービスに係る料金その他の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間をその加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第 14 条（禁止事項）

加入者および利用者は、次の各号の行為はできません。万一、違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。

- (1) 専用端末を転貸、譲渡、質入等すること。
- (2) 専用端末を申込時に登録した設置住所以外へ移動すること。
- (3) 専用端末を分解、変更を加えること。
- (4) 本サービスで視聴または閲覧できるコンテンツのダウンロード、コピー、無断転載、再配布すること。

#### 第 15 条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。

2. 専用端末にて使用される Android TV OS や OTT サービスのアップデート（アプリ含む）については、当社サービスの範囲外となり、何ら責任を負わないものとします。

3. OTT サービスは加入者の責任の範囲で利用するものとし、当社のサポートは受けられないものとします。

## 第 16 条（名義変更）

加入者は、以下に定める事由により加入契約名義の変更がある場合、当社へ届け出るものとします。

- (1) 加入契約名義者の死亡等による加入契約の相続によるもの
  - (2) 家族間ならびに法人の代表者変更に伴う加入契約の承継によるもの
  - (3) 戸籍法上の手続きによるもの
  - (4) 加入契約法人の社名変更によるもの
  - (5) 個人名義を法人名義とするまたはその反対に変更をするもの
2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、当社の指定する届出書により事前に申し出るものとします。
3. 当社は、本手続きにあたり第三者への変更には応じないものとします。
4. 当社は、加入契約名義の変更がなされていないことが確認された場合、本規約の規定に基づき、加入契約を解除することができるものとします。

## 第 17 条（加入者が行う本サービスの解約）

加入者は、第 7 条に定める最低利用期間の経過後に契約を解約する場合、解約希望日の 30 日前までに当社にその旨を申し出るものとします。

2. 加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はしないものとします。
3. 解約にあたり専用端末を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。

## 第 18 条（当社が行う本サービスの解除）

当社は、加入者または第 9 条 4 項の第三者が次のいずれかに該当する場合、催告の上、電磁的記録の削除あるいは本契約を解除することができるものとします。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は、催告なしに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用料金の支払い遅延があったとき
  - (2) 破産、競売、民事再生、会社更生の申立て等があったとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき
  - (4) 本規約に違反する行為があったとき
  - (5) 本サービスの継続ができないとき
  - (6) 前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
2. 前項の場合、加入者は当社が本契約の解除をした日の属する月までの利用料金を含む未払いの料金（以下、「未納料金」という。）を支払うものとします。
3. 当社は、第 12 条の規定により加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが確認できない場合は、加入契約を解除するものとします
4. 加入者は、本契約が解除となった場合、直ちに本規約による全ての権利を失うものとします。
5. 加入者は、本条第 1 項による解除の場合、専用端末を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。
6. 当社は、電磁的記録の削除あるいは契約を解除しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする

日および期間を加入者に通知するものとします。

## 第 19 条（延滞処理）

当社は、加入者または第 9 条 4 項の第三者が、利用料金等の支払いを遅延した場合、当社が指定した支払期日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として請求することができるものとします。

## 第 20 条（個人情報保護）

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、当社が定める個人情報の保護に関する基本方針および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインに基づくほか、当社が前記ガイドライン第 28 条に基づいて定める個人情報の保護に関する宣言（以下、「宣言」という。）および本約款の規定に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 個人情報とは、加入者個人を識別できるもので、氏名・住所・生年月日・性別・職業・電話番号・電子メールアドレス・FTP アカウント・口座番号および名義・クレジットカード情報・工事に必要な住宅の図面・お客様に提供するサービス内容・視聴履歴等をいいます。

3. 当社の宣言には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社のホームページ（<https://www.ztv.co.jp/>）において公表するものとします。

4. 当社は、保有する加入者個人情報を以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲において加入者個人情報を取扱うと共に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとします。

- (1) 本サービス契約の締結
  - (2) 本サービス料金の請求
  - (3) 本サービス（番組情報等のレコメンドやターゲティング広告の配信を含む）・キャンペーン・イベントまたは業務提携先や第三者提供先等の商品やサービス等に関する情報の提供
  - (4) 本サービスの向上を目的とした加入者調査
  - (5) 端末の提供およびアフターサービス
  - (6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
  - (7) 本サービスおよび当社が提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
  - (8) 業務の一部を当社が別途指定する者（金融機関、配送業者、工事業者、集金代行者および行政機関）に委託する場合
  - (9) 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法律等に基づき情報開示請求が書面でなされた場合には、当社が必要と認めた場合のみ個人情報の開示を行います。
5. 当社は、加入者との加入契約が解除等された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあるものとします。

## 第 21 条（ご家族への対応）

当社は、加入者以外からの契約情報および個人情報の問い合わせについて、以下の方針で対応をいたします

- (1) 家族から当社に問い合わせがあった場合、次の基準および範囲にて対応するものとします。

### ① 家族の範囲

「家族」とは、加入者の親族をいうものとし同居の友人等は含みません。

②家族（加入者の親族）であることの確認方法

家族（加入者の親族）か否かは、原則として申告の内容により判断いたします。必要に応じて、加入者の氏名、生年月日、登録住所、加入者との関係等を確認させていただく場合があります。

③回答の範囲

加入者のプライバシーに係る情報および通信の秘密に係る事項以外の情報であって、かつ、社会通念上、伝えても差し支えない情報については当社の判断により家族へ直接回答いたします。また、以下の手続きについて家族からの依頼があった場合、当社の判断により手続き用紙の送付または手続きの受付を実施いたします。

(a) 利用中のサービスに関する各種手続き

(b) サービス追加の申込み

(c) サービスの解約

(2) 登録電話番号へ架電し、加入者以外の人物が対応された場合、加入者の家族であることを確認の上、加入者の個人情報を次の範囲で開示いたします。

①加入者の氏名、登録住所（在宅の確認、呼び出しの依頼等）

②加入者が不在の場合、必要に応じて次の内容を申しそえる場合があります。

(a) 当社サービス等の申込み・問い合わせがあった旨

(b) 当社と加入者との間にサービスに関する契約関係がある旨

(c) 加入者宅への訪問予定日、工事予定日

(d) その他要件の骨子

(3) 支払いに用いる口座情報に関する事項は、すべての開示はせず金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の中から一部のみの開示とします。

(4) 加入者本人のパスワードおよび通信の秘密に関する事項は開示しないものとします。

## 第 22 条（反社会的勢力の排除）

加入者および利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者および加入者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は申込者および加入者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者および加入者は、これに応じるものとします。

4. 当社は、申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じないもしくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することができるものとします。

5. 申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

## 第23条（管轄裁判所）

当社は、本契約により生じる一切の紛争等については津地方裁判所または津簡易裁判所を管轄裁判所とします。

## 第24条（本規約の変更）

当社は、本規約を、加入者へ予告なく改正することがあります。この場合、本サービスの加入者は、変更後の利用規約の適用をうけるものとします。

## 第25条（協議等）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

## 附則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。

2. 本規約は2025年10月1日より施行します。

## クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入契約料、各種工事費、初期費用、手続きに関する費用、利用料金等を、当社が指定するクレジットカードで支払う場合、「クレジットカード支払い規約」が適用されるものとします。

## 料 金 表

### 1. ケーブル IP スティックサービス 利用料金

| 品目                            | 月額利用料金                  | セット割引条件                                                                                                                                                |
|-------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケーブル IP スティック<br>【 専用端末 1 台 】 | 2,000 円<br>(税込 2,200 円) | 以下の条件を満たす場合、セット割引を適用する。<br><br>-条件-<br>・ZTV サービスまたは Z-LAN サービス契約者であること<br>・本サービスの利用料金の支払が上記サービスと同じであること<br><br>-セット割引額-<br>・1,500 円 割引 (税込 1,650 円 割引) |

### 2. ケーブル IP スティックサービス その他費用

| 品目                     | 料金                      | 備考                                      |
|------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 工事業者設置作業<br>(希望する場合のみ) | 6,000 円<br>(税込 6,600 円) | ZTV サービスまたは Z-LAN サービス工事と<br>同時作業の場合は無料 |
| 解約費                    | 無料                      | 専用端末の返却要                                |
| 専用端末弁済金<br>(1 台につき)    | 9,000 円<br>(不課税)        | 本規約 第 10 条参照                            |

※料金表に記載されている全ての料金は消費税（10％）が含まれています。

消費税率の引き上げに応じて金額は変更されます。